第６３回清瀬市少年スポーツ交流大会 野球大会

主　催　　清瀬市青少年問題協議会
後　援　　清瀬市体育協会
主　管　　清瀬市軟式野球連盟

1　開　催　日　令和８年 10 月 10 日（土）、10 月 11 日（日）、10 月 12 日（月）
予備日：10 月 18 日（日）

2　会　　場　下宿第二運動公園　野球場
内山運動公園　野球場

3　開　会　式　午前７：30　集合
午前８：00　開始
※荒天候の場合、開会式は行わない場合もある
※開始時間に不在のチームは、大会に出場できない

4　参加資格　・ジュニアの部（小学４年生以下）
・シニアの部　（小学６年生以下）
※市内在住・在学生及び市内チームに所属している児童

5　申込み期間　令和８年８月３日（月）～８月 28 日（金）

6　提　出　先　**しあわせ未来センター１階 子ども支援課 支援係**
受付は平日の８:30 から 17:00 までとなります。

7　そ　の　他　※全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しておりますので、大会中の事故ならびにケガ等が生じた場合は、事務局に連絡をして下さい。
※悪天候や落雷の危険または暑さにより危険と判断した場合は、競技途中でも中止とします。
※写真及び動画の撮影は禁止しておりませんが、SNS 等への公開は禁止となります。

8　問合せ先　清瀬市軟式野球連盟　事務局
清瀬市野塩４－26
042-494-8135

9　事　務　局　福祉子ども部 子ども支援課 支援係 三浦
住所　清瀬市中里５丁目 842 番地
TEL　042-497-2087

10　組合せ抽選　令和８年９月４日（金）※要調整
会場：清瀬市役所　２階　市民協働ルーム
時間：午後６：00 から

※各チームは　必ず１名　ご出席ください。

大会の注意事項

登録について	責任者	満20歳以上の者
	選手	1チーム20名以内
	チーム編成	ジュニアクラス選手のシニアクラスへの登録可
回数及び時間	ジュニア（4年生以下）	5回または1時間20分
	シニア（6年生以下）	6回または1時間30分
	※いずれもコールドゲームあり	

確認事項	
①組合せ番号の若いチームを1塁側とする。 ②先攻後攻は、ジャンケンで決める。 ③規定時間を経過した場合、回数に関係なく、新しいイニングには入らない。 ④規定回数、時間を経過しても同点の場合は、タイブレーク （無死1・2塁継続打者）で2イニング行い、勝敗がつかない場合は9人でジャンケン勝負 ⑤試合球は、「J球」を使用する。 ⑥各チームの応援審判は大会日程表に基づき協力要請を行う。	
コールドゲーム 得点上限	＜ジュニアクラス＞3回以降10点差 但し、先攻が後攻より10点以上の差が生じても後攻の攻撃は 行なう。尚、後攻が攻撃途中、先攻より10点差が生じた場合 は、その時点でコールドゲームとする。 得点上限　1イニングに7点以上が入った時点でイニングを終了する。 残塁者は次のイニングに継続する。 ＜シニアクラス＞4回以降10点差、5回以降7点差とする。 但し、5回以降7点差コールドゲームもジュニアクラスと同様とする。
デッドボール	全試合に採用
投手・捕手 との距離	ジュニア・・・　14m シニア　・・・　16m
塁間	ジュニア・・・　21m シニア　・・・　23m
その他	①監督、コーチのベースコーチはできない ②抗議は監督及び代行者に限る ③投手の変化球は認めない。球数制限　シニア70球　ジュニア60球とする。 ④事故防止のためヘルメット及びレガースを着用する ⑤金属スパイクを禁止 ⑥試合中のベンチ内の大人は、5人以内 ⑦監督は、ユニホームを着用し、背番号は30番、代行者は29番28番に限る ⑧ファールボールは、ベンチ側のチームが拾う ⑨その他の事項は、公認野球規則による ⑩開会式には、プラカードを持参してください。サイズは別紙の通り ⑪大会中のケガ・事故が起きた場合、応急処置は行ないます。 ⑫登録者の変更は、試合前日までに清瀬市軟式野球連盟に連絡すること。
協力事項	①ご来場の際は、駐車スペースに限りがありますので、乗り合わせのご協力 をお願いします。 ②ゴミは、各自お持ち帰り下さい。

問　合　せ	＜雨天等の問い合わせ＞ 直接会場へ 下宿第二運動公園　野球場 TEL　070-1345-8168 ※１日目は、AM7:00　２日目は、AM7:30 以降、チーム代表者が行なう。

市民総合賠償補償保険

・死亡給付金 300 万円

・後遺障害給付金は、災害補償保険普通保険約款の定めにより死亡給付金の３％～100％

入院補償給付金　　通院補償給付金

入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1 日～ 5 日	10,000 円	／	／
6 日～15 日	30,000 円	6 日～15 日	10,000 円
16 日～30 日	60,000 円	16 日～30 日	30,000 円
31 日～60 日	90,000 円	31 日～60 日	45,000 円
61 日～90 日	120,000 円	61 日～90 日	60,000 円
91 日以上	150,000 円	91 日以上	／

清瀬市市民総合災害補償規則に基づき規定いたします。

＜プラカード＞

